

治山・林道工事等の積算基準の適用について（お知らせ）

令和6年7月31日
広島県農林水産局

広島県が発注する治山・林道工事等の積算基準の適用についてお知らせします。

1 概要

令和5年10月1日から適用している積算基準書（令和5年度版 治山林道必携）の一部改正があったため、次の基準（諸経費関係等）について令和6年8月1日から適用します。

2 適用する基準

- (1)別紙1「森林整備保全事業設計積算要領の制定について（平成12年3月31日付け12林野計138号林野庁長官通知）一部改正新旧対照表」及び「正誤表」
- (2)別紙2「森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて（平成11年7月1日付け11-13林野庁指導部長・国有林野部長通知）一部改正新旧対照表」の一部
- (3)別紙3「森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務に係る積算要領の制定について（平成28年3月31日付け27林整計第352号林野庁長官通知）一部改正新旧対照表」の一部

3 適用日

「総括情報表」の「単価適用日」が「06.08.01」のものから適用します。

4 その他

改正の概要については、林野庁ホームページにも掲載されています。

【林野庁ホームページ】

http://www.rinya.maff.go.jp/j/sekou/gijutu/sekisan_kijun.html

表6-3 (略)

ii (略)

(c) 共通仮設費率
 共通仮設費率は、表6-5次表によるものとする。
 表6-5 工種区分別共通仮設費率

第1表

工種区分	対象額	600万円以下	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする (%)	(注)1の算定式より算出された率とする。ただし、変数 <u>α</u> の値は下記による。		下記の率とする (%)
			A	b	
河川工事		12.53	238.6	-0.1888	4.77
河川・道路構造物工事		20.77	1,228.3	-0.2614	5.45
治山・地すべり <u>防</u> 止工事		15.19	624.5	-0.2381	4.49
海岸工事		13.08	407.9	-0.2204	4.24
森林整備	A	10.80	48.0	-0.0956	6.62
	B	5.40	24.0	-0.0956	-
道路工事		12.78	57.0	-0.0958	7.83
鋼橋架設工事		38.36	10,668.4	-0.3606	6.06
P C橋工事		27.04	1636.8	-0.2629	7.05
舗装工事		17.09	435.1	-0.2074	5.92
公園工事		10.80	48.0	-0.0956	6.62

第2表

工種区分	対象額	600万円以下	600万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする (%)	(注)1の算定式より算出された率とする。ただし、変数 <u>α</u> の値は下記による。		下記の率とする (%)
			A	b	
橋梁保全工事		27.32	7,050.2	-0.3558	6.79

第3表

工種区分	対象額	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする (%)	算定式より算出された率とする。ただし、変数 <u>α</u> の値は下記による。		下記の率とする (%)
			A	b	
道路維持工事		23.94	4,118.1	-0.3548	5.97

表6-3 (略)

ii (略)

(c) 共通仮設費率
 共通仮設費率は、表6-5次表によるものとする。
 表6-5 工種区分別共通仮設費率標準値表

第1表

工種区分	対象額	600万円以下	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする (%)	(注)1の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする (%)
			A	b	
河川工事		12.53	238.6	-0.1888	4.77
河川・道路構造物工事		20.77	1,228.3	-0.2614	5.45
治山・地すべり工事		15.19	624.5	-0.2381	4.49
海岸工事		13.08	407.9	-0.2204	4.24
森林整備	A	10.80	48.0	-0.0956	6.62
	B	5.40	24.0	-0.0956	-
道路工事		12.78	57.0	-0.0958	7.83
鋼橋架設工事		38.36	10,668.4	-0.3606	6.06
P C橋工事		27.04	1636.8	-0.2629	7.05
舗装工事		17.09	435.1	-0.2074	5.92
公園工事		10.80	48.0	-0.0956	6.62

第2表

工種区分	対象額	600万円以下	600万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする (%)	(注)1の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする (%)
			A	b	
橋梁保全工事		27.32	7,050.2	-0.3558	6.79

第3表

工種区分	対象額	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする (%)	算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする (%)
			A	b	
道路維持工事		23.94	4,118.1	-0.3548	5.97

第4表

対象額	1000万円以下	1000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする (%)	(注) 1 の算定式より算出された率とする。ただし、変数の値は下記による。	
工種区分		A	b	
トンネル工事	28.71	4,164.9	-0.3088	5.59

第5表

対象額	600万円以下	600万円を超え5,600万円以下	
	適用区分	下記の率を第1表の率に加算する。 (%)	(注) 2 の算定式により算定された率とする。ただし、変数の値は下記による。
工種区分		A'	b'
治山・地すべり防止工事	1.56	302.9	-0.0191
道路工事	2.96	75.5	-0.0407

(注) 1. 共通仮設費率(kr)の算定式

$$kr = A \cdot P^b$$

ただし、kr : 共通仮設費率 (%)

P : 対象額 (円)

A・b : 変数

krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

対象額の算定に当たっては、ア共通仮設費(イ)算定方法 a 共通仮設費の率計算による部分及び表6-2間接工事費等項目別対照表を参照のこと

2. 治山・地すべり防止工事、道路工事において、対象額が5,600万円以下の場合には、共通仮設費率(kr)を次式により算定するものとする。また、対象額が600万円以下の場合には、第1表の率に第5表の率を加算するものとする。

$$kr = (A + A') \cdot P^{(b+b')}$$

ただし、A', b' : 変数 (第5表)

3. 治山・地すべり防止工事、道路工事において、対象額(円)が次表の範囲にある場合の共通仮設費率(kr)は、表に示された算定式を用いて求めるものとする。なお、詳細を別に定めるものとする。

工事区分	対象額 (円) の範囲	共通仮設費率(%)の算定式
治山・地すべり防止工事	56,000,000円超 60,205,000円以下	5,280,000/対象額 (円) × 100
道路工事	56,000,000円超 63,748,000円以下	6,496,000/対象額 (円) × 100

4 (略)

(d) (略)

b (略)

(ウ) 運搬費

a・b (略)

c 積算方法

(a) ~ (c) (略)

(d) 重建設機械分解・組立て

i (略)

第4表

対象額	1000万円以下	1000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする (%)	(注) 1 の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。	
工種区分		A	b	
トンネル工事	28.71	4,164.9	-0.3088	5.59

(新設)

(注) 1. 共通仮設費率(kr)の算定式

$$kr = A \cdot P^b$$

ただし、kr : 共通仮設費率 (%)

P : 対象額 (円)

A・b : 変数値

krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

対象額の算定に当たっては、ア共通仮設費(イ)算定方法 a 共通仮設費の率計算による部分及び表6-2間接工事費等項目別対照表を参照のこと

(新設)

(新設)

2 (略)

(d) (略)

b (略)

(ウ) 運搬費

a・b (略)

c 積算方法

(a) ~ (c) (略)

(d) 重建設機械分解・組立て

i (略)

ii 分解・組立てに使用するクレーンは、次表を標準とする。
表6-13 適用建設機械

機械区分	規格	分解組立用クレーン	
		機械名	規格
バックホウ系 オールケーシング掘削機 (クローラ式) トンネル用機械	表6-12 参照	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)	25 t 吊
～ (略) ～	～ (略) ～	～ (略) ～	～ (略) ～
クローラ式杭打機	質量 60 t 以下	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型、排出ガス対策型 (第2次基準値)	60 t 吊
	質量 100 t 以下		
	質量 150 t 以下		
オールケーシング掘削機 〔スキッド式〕	(削る。)	(削る。)	(削る。)
	表6-12 参照 〔本体工事でクローラ クレーン 〔油圧駆動式ウイン チ・ラチスジブ型排出 ガス対策型 (第3次基 準値)〕 70t 吊を使用 する場合〕	クローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型 排出ガス対策型 (第3次基準値)〕	70 t 吊
	表6-12 参照 〔本体工事でクローラ クレーン 〔油圧駆動式ウイン チ・ラチスジブ型排出 ガス対策型 (第3次基 準値)〕 100t 吊を使用 する場合〕	クローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型 排出ガス対策型 (第3次基準値)〕	100 t 吊
	表6-12 参照 〔本体工事でクローラ クレーン 〔油圧駆動式ウイン チ・ラチスジブ型排出 ガス対策型 (2011 年規 制)〕 100t 吊を使用す る場合〕	クローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型 排出ガス対策型 (2011 年規制)〕	

(注) (略)

ii 分解・組立てに使用するクレーンは、次表を標準とする。
表6-13 適用建設機械

機械区分	規格	分解組立用クレーン	
		機械名	規格
バックホウ系 オールケーシング掘削機 (クローラ式) トンネル用機械	表6-12 参照	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)	25 t 吊
～ (略) ～	～ (略) ～	～ (略) ～	～ (略) ～
クローラ式杭打機	質量 60 t 以下	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型、排出ガス対策型 (第2次基準値)	60 t 吊
	質量 100 t 以下		
	質量 150 t 以下		
オールケーシング掘削機 〔スキッド式〕	表6-12 参照	クローラクレーン 油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型、排 出ガス対策型 (第1次基準値)	60～65 t 吊
	表6-12 参照 〔本体工事でクローラ クレーン 〔油圧駆動式ウイン チ・ラチスジブ型排出 ガス対策型 (第3次基 準値)〕 70t 吊を使用 する場合〕	クローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型 排出ガス対策型 (第3次基準値)〕	70 t 吊
	表6-12 参照 〔本体工事でクローラ クレーン 〔油圧駆動式ウイン チ・ラチスジブ型排出 ガス対策型 (第3次基 準値)〕 100t 吊を使用 する場合〕	クローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型 排出ガス対策型 (第3次基準値)〕	100 t 吊
	表6-12 参照 〔本体工事でクローラ クレーン 〔油圧駆動式ウイン チ・ラチスジブ型排出 ガス対策型 (2011 年規 制)〕 100t 吊を使用す る場合〕	クローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型 排出ガス対策型 (2011 年規制)〕	

(注) (略)

iii 分解・組立ての歩掛は、次表を標準とする。

表6-14 分解・組立1台1回当たり歩掛

機械区分	規格	労務歩掛 特殊作業員 (人) (分解+組立)	クレーン運転 歩掛(日) (分解+組立)	運搬費 率等 (%)	諸雑 費 (%)
ブルドーザ	21 t 級以下	2.8	2.1	155	21
	44 t 級以下	4.6	3.4	153	21
～(略)～	～(略)～	～(略)～	～(略)～	～(略)～	～(略)～
オールケーシング掘削機(クローラ式)	—	3.9	3.4	595	5
オールケーシング掘削機(スキッド式)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)
	本体工事でクローラクレーン [油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型(第3次基準値)]70t吊を使用する場合	4.9	11.9(h)	490	4
	本体工事でクローラクレーン [油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型(第3次基準値)]100t吊を使用する場合	4.9	11.9(h)	370	3
	本体工事でクローラクレーン [油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型(2011年規制)]100t吊を使用する場合	4.9	11.9(h)	361	3
地盤改良機械	中層混合処理機	60 t 以下	2.4	265	4
		120 t 以下	6.3	211	3
盤サントハイル打機、粉体噴射機、深層攪拌機、深層混合処理機、ブリケイティッドハチカルドレン打機	60 t 以下	16.0	2.4	213	3
	120 t 以下	41.2	6.3	211	3
	180 t 以下	64.6	9.9	210	3
トンネル用機械	—	5.4	2.0	582	8

(注) (略)

(e)～(f) (略)

iii 分解・組立ての歩掛は、次表を標準とする。

表6-14 分解・組立1台1回当たり歩掛

機械区分	規格	労務歩掛 特殊作業員 (人) (分解+組立)	クレーン運転 歩掛(日) (分解+組立)	運搬費 率等 (%)	諸雑 費 (%)
ブルドーザ	21 t 級以下	2.8	2.1	155	21
	44 t 級以下	4.6	3.4	153	21
～(略)～	～(略)～	～(略)～	～(略)～	～(略)～	～(略)～
オールケーシング掘削機(クローラ式)	—	3.9	3.4	595	5
オールケーシング掘削機(スキッド式)	二	4.9	11.9(h)	558	4
	本体工事でクローラクレーン [油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型(第3次基準値)]70t吊を使用する場合	4.9	11.9(h)	490	4
	本体工事でクローラクレーン [油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型(第3次基準値)]100t吊を使用する場合	4.9	11.9(h)	370	3
	本体工事でクローラクレーン [油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型(2011年規制)]100t吊を使用する場合	4.9	11.9(h)	361	3
地盤改良機械	中層混合処理機	60 t 以下	2.4	265	4
		120 t 以下	6.3	211	3
盤サントハイル打機、粉体噴射機、深層攪拌機、深層混合処理機、ブリケイティッドハチカルドレン打機	60 t 以下	16.0	2.4	213	3
	120 t 以下	41.2	6.3	211	3
	180 t 以下	64.6	9.9	210	3
トンネル用機械	—	5.4	2.0	582	8

(注) (略)

(e)～(f) (略)

(エ)～(ケ) (略)

イ 現場管理費

(ア) 工種区分

現場管理費は、表6-1に掲げる工種区分に準じて算定するものとする。

(イ) 算定方法

現場管理費は、表6-18(第1表から第4表)の工種区分に従って純工事費ごとに求めた現場管理費率を、当該純工事費に乗じて得た額の範囲内として次式により算定するものとする。

$$\text{現場管理費} = \text{純工事費} \times \text{現場管理費率 (Jo)}$$

なお、純工事費については、「第6の1(2)ア(i)の共通仮設費の率計算による部分」の表6-2間接工事費等の項目別対象表によるものとする。

ただし、2種以上の工種からなる工事は、その主たる工種の現場管理費率を適用するものとする。

表6-18 工種区分別現場管理費率

第1表

純工事費 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	下記の率とする (%)	(注)1の算定式より算出された率とする。ただし、変数の値は下記による。		下記の率とする (%)
		A	b	
河川工事	44.05	1,118.2	-0.2052	15.91
河川・道路構造物工事	43.11	402.3	-0.1417	21.34
治山・地すべり防止工事	46.27	1,229.5	-0.2081	16.48
海岸工事	28.11	100.3	-0.0807	18.84
森林整備	43.09	347.3	-0.1324	22.34
道路工事	34.09	76.4	-0.0512	26.44
鋼橋架設工事	48.86	265.1	-0.1073	28.69
PC橋工事	31.06	111.0	-0.0808	20.80
舗装工事	40.83	598.0	-0.1703	17.54
公園工事	43.09	347.3	-0.1324	22.34

第2表

純工事費 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの
	下記の率とする (%)	(注)1の算定式より算出された率とする。ただし、変数の値は下記による。		下記の率とする (%)
		A	b	
橋梁保全工事	65.88	1,465.2	-0.1968	31.45

第3表

純工事費 適用区分 工種区分	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
	下記の率とする (%)	(注)1の算定式より算出された率とする。ただし、変数の値は下記による。		下記の率とする (%)
		A	b	
道路維持工事	60.33	613.0	-0.1598	32.29

(エ)～(ケ) (略)

イ 現場管理費

(ア) 工種区分

現場管理費は、次表に掲げる工種区分に準じて算定するものとする。

(イ) 算定方法

現場管理費は、表6-18(第1表から第4表)の工種区分に従って純工事費ごとに求めた現場管理費率を、当該純工事費に乗じて得た額の範囲内として次式により算定するものとする。

$$\text{現場管理費} = \text{純工事費} \times \text{現場管理費率 (Jo)}$$

なお、純工事費については、「第6の1(2)ア(i)の共通仮設費の率計算による部分」の表6-2間接工事費等の項目別対象表によるものとする。

ただし、2種以上の工種からなる工事は、その主たる工種の現場管理費率を適用するものとする。

表6-18 工種別現場管理費率

第1表

純工事費 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	下記の率とする (%)	(注)1の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする (%)
		A	b	
河川工事	43.43	1,276.7	-0.2145	14.98
河川・道路構造物工事	42.54	458.2	-0.1508	20.13
治山・地すべり工事	45.75	1,370.6	-0.2157	15.69
海岸工事	27.79	113.9	-0.0895	17.82
森林整備	42.63	387.3	-0.1400	21.28
道路工事	33.69	87.0	-0.0602	24.99
鋼橋架設工事	48.24	303.1	-0.1166	27.05
PC橋工事	30.78	120.9	-0.0868	20.01
舗装工事	40.38	668.7	-0.1781	16.69
公園工事	42.63	387.3	-0.1400	21.28

第2表

純工事費 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの
	下記の率とする (%)	(注)1の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする (%)
		A	b	
橋梁保全工事	64.97	1,623.7	-0.2042	30.16

第3表

純工事費 適用区分 工種区分	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
	下記の率とする (%)	(注)1の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする (%)
		A	b	
道路維持工事	60.00	631.2	-0.1622	31.81

第4表

工種区分	純工事費	1000万円以下	1000万円を超え20億円以下	20億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする (%)	(注)1の算定式より算出された率とする。ただし、変数 の 値は下記による。	
		A	b	
トンネル工事		45.56	189.4	-0.0884
				28.52

(注)1. 現場管理費率(Jo)の算定式

$$Jo = A \times Np^b \quad (\text{小数点以下第3位を四捨五入し、2位止めとする。})$$

ただし、Jo : 現場管理費率(%)

Np : 純工事費(円)

A、b : 変数

2・3 (略)

(ウ) (略)

(3)・(4) (略)

2 (略)

第7～第11-4 (略)

附 則 この通知は、令和6年4月1日から適用する。

第4表

工種区分	純工事費	1000万円以下	1000万円を超え20億円以下	20億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする (%)	(注)1の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。	
		A	b	
トンネル工事		44.97	220.0	-0.0985
				26.69

(注)1. 現場管理費率(Jo)の算定式

$$Jo = A \times Np^b \quad (\text{小数点以下第3位を四捨五入し、2位止めとする。})$$

ただし、Jo : 現場管理費率(%)

Np : 純工事費(円)

A、b : 変数値

2・3 (略)

(ウ) (略)

(3)・(4) (略)

2 (略)

第7～第11-4 (略)

「森林整備保全事業設計積算要領の制定について」（平成12年3月31日付け112林野計第138号林野庁長官通知）
一部改正新旧対照表 正誤表（令和6年 月 日付け）

第6 請負工事費の積算基準

1 請負工事費の積算 (2) 間接工事費 ア 共通仮設費 (イ) 算定方法 a 共通仮設費の率計算による部分
(a) 算定方法

	改 正 後	現 行
誤	(a) (略)	(a) (略)
正	(a) 算定方法 共通仮設費の率計算による部分の算定は、次の計算式に定める対象額 [P] に「表6-5 工種区分別共通仮設費率」等 に示す工種別の共通仮設費率（補正を含む。） を乗じて得た額の範囲内とする。 〔算定式〕 (略)	(a) 算定方法 共通仮設費の率計算による部分の算定は、次の計算式に定める対象額 [P] に「表6-5 工種区分別共通仮設費率 標準値表 」等 に示す工種別の共通仮設費率（補正を含む。） を乗じて得た額の範囲内とする。 〔算定式〕 (略)

第6 請負工事費の積算基準

1 請負工事費の積算 (2) 間接工事費 ア 共通仮設費 (イ) 算定方法 a 共通仮設費の率計算による部分
(c) 共通仮設費率 表6-5 工種区分別共通仮設費率 第3表

	改 正 後	現 行																																								
誤	<p>第3表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象額</th> <th>200万円以下</th> <th colspan="2">200万円を超え1億円以下</th> <th>1億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>適用区分</th> <td>下記の率とする (%)</td> <td colspan="2">算定式より算出された率とする。ただし、変数αの値は下記による。</td> <td>下記の率とする (%)</td> </tr> <tr> <th>工種区分</th> <td></td> <td>A</td> <td>b</td> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路維持工事</td> <td>23.94</td> <td>4,118.1</td> <td>-0.3548</td> <td>5.97</td> </tr> </tbody> </table>	対象額	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの	適用区分	下記の率とする (%)	算定式より算出された率とする。ただし、変数 α の値は下記による。		下記の率とする (%)	工種区分		A	b		道路維持工事	23.94	4,118.1	-0.3548	5.97	<p>第3表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象額</th> <th>200万円以下</th> <th colspan="2">200万円を超え1億円以下</th> <th>1億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>適用区分</th> <td>下記の率とする (%)</td> <td colspan="2">算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。</td> <td>下記の率とする (%)</td> </tr> <tr> <th>工種区分</th> <td></td> <td>A</td> <td>b</td> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路維持工事</td> <td>23.94</td> <td>4,118.1</td> <td>-0.3548</td> <td>5.97</td> </tr> </tbody> </table>	対象額	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの	適用区分	下記の率とする (%)	算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする (%)	工種区分		A	b		道路維持工事	23.94	4,118.1	-0.3548	5.97
対象額	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの																																						
適用区分	下記の率とする (%)	算定式より算出された率とする。ただし、変数 α の値は下記による。		下記の率とする (%)																																						
工種区分		A	b																																							
道路維持工事	23.94	4,118.1	-0.3548	5.97																																						
対象額	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの																																						
適用区分	下記の率とする (%)	算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする (%)																																						
工種区分		A	b																																							
道路維持工事	23.94	4,118.1	-0.3548	5.97																																						
正	<p>第3表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象額</th> <th>200万円以下</th> <th colspan="2">200万円を超え1億円以下</th> <th>1億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>適用区分</th> <td>下記の率とする (%)</td> <td colspan="2">(注) 1の算定式により算出された率とする。ただし、変数αの値は下記による。</td> <td>下記の率とする (%)</td> </tr> <tr> <th>工種区分</th> <td></td> <td>A</td> <td>b</td> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路維持工事</td> <td>23.94</td> <td>4,118.1</td> <td>-0.3548</td> <td>5.97</td> </tr> </tbody> </table>	対象額	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの	適用区分	下記の率とする (%)	(注) 1の算定式により算出された率とする。ただし、変数αの値は下記による。		下記の率とする (%)	工種区分		A	b		道路維持工事	23.94	4,118.1	-0.3548	5.97	<p>第3表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象額</th> <th>200万円以下</th> <th colspan="2">200万円を超え1億円以下</th> <th>1億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>適用区分</th> <td>下記の率とする (%)</td> <td colspan="2">算定式より算出された率とする。ただし、変数αの値は下記による。</td> <td>下記の率とする (%)</td> </tr> <tr> <th>工種区分</th> <td></td> <td>A</td> <td>b</td> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路維持工事</td> <td>23.94</td> <td>4,118.1</td> <td>-0.3548</td> <td>5.97</td> </tr> </tbody> </table>	対象額	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの	適用区分	下記の率とする (%)	算定式より算出された率とする。ただし、変数 α の値は下記による。		下記の率とする (%)	工種区分		A	b		道路維持工事	23.94	4,118.1	-0.3548	5.97
対象額	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの																																						
適用区分	下記の率とする (%)	(注) 1の算定式により算出された率とする。ただし、変数αの値は下記による。		下記の率とする (%)																																						
工種区分		A	b																																							
道路維持工事	23.94	4,118.1	-0.3548	5.97																																						
対象額	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの																																						
適用区分	下記の率とする (%)	算定式より算出された率とする。ただし、変数 α の値は下記による。		下記の率とする (%)																																						
工種区分		A	b																																							
道路維持工事	23.94	4,118.1	-0.3548	5.97																																						

第6 請負工事費の積算基準

1 請負工事費の積算 (2) 間接工事費 ア 共通仮設費 (ウ) 運搬費 c 積算方法

(a) 質量 20 t 以上の建設機械の貨物自動車等の運搬

	改正後	現行
誤	(a) ~ (c) (略)	(a) ~ (c) (略)

	改正後	現行																																																																																																																																				
正	<p>(a) 質量 20 t 以上の建設機械の貨物自動車等の運搬 (略)</p> <p>表6-7 基本運賃表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>貨物自動車規格</th> <th>機械名</th> <th>規格</th> <th>20km まで (円)</th> <th>50km まで (円)</th> <th>100km まで (円)</th> <th>150km まで (円)</th> <th>200km まで (円)</th> <th>200km を超え 20km までを増すごとに (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">20t 車以上 30t 車まで</td> <td>路面切削機</td> <td>2.0m</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>スタビライザ</td> <td>深 0.6m 幅 2.0m</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>スタビライザ</td> <td>深 1.2m 幅 2.0m</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>自走式破碎機</td> <td>クラッシュヤー 寸法 開 450mm 幅 925mm</td> <td>71,000</td> <td>87,000</td> <td>112,000</td> <td>137,000</td> <td>163,000</td> <td>10,200</td> </tr> <tr> <td>油圧式杭圧入引抜機</td> <td>鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>バックホウ (超ロングアーム型)</td> <td>山積 0.4 m³ /平積 0.3 m³</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>各種</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) (略)</p> <p>表6-8 (略)</p>	貨物自動車規格	機械名	規格	20km まで (円)	50km まで (円)	100km まで (円)	150km まで (円)	200km まで (円)	200km を超え 20km までを増すごとに (円)	20t 車以上 30t 車まで	路面切削機	2.0m							スタビライザ	深 0.6m 幅 2.0m							スタビライザ	深 1.2m 幅 2.0m							自走式破碎機	クラッシュヤー 寸法 開 450mm 幅 925mm	71,000	87,000	112,000	137,000	163,000	10,200	油圧式杭圧入引抜機	鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用							バックホウ (超ロングアーム型)	山積 0.4 m ³ /平積 0.3 m ³							各種	-							<p>(a) 質量 20 t 以上の建設機械の貨物自動車等の運搬 (略)</p> <p>表6-7 基本運賃表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>貨物自動車規格</th> <th>機械名</th> <th>規格</th> <th>20km まで (円)</th> <th>50km まで (円)</th> <th>100km まで (円)</th> <th>150km まで (円)</th> <th>200km まで (円)</th> <th>200km を超え 20km までを増すごとに (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">20t 車以上 30t 車まで</td> <td>路面切削機</td> <td>2.0m</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>スタビライザ</td> <td>深 0.6m 幅 2.0m</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>スタビライザ</td> <td>深 1.2m 幅 2.0m</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>自走式破碎機</td> <td>クラッシュヤー 寸法 開 450mm 幅 925mm</td> <td>62,500</td> <td>76,000</td> <td>98,000</td> <td>120,500</td> <td>142,500</td> <td>8,900</td> </tr> <tr> <td>油圧式杭圧入引抜機</td> <td>鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>バックホウ (超ロングアーム型)</td> <td>山積 0.4 m³ /平積 0.3 m³</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>各種</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) (略)</p> <p>表6-8 (略)</p>	貨物自動車規格	機械名	規格	20km まで (円)	50km まで (円)	100km まで (円)	150km まで (円)	200km まで (円)	200km を超え 20km までを増すごとに (円)	20t 車以上 30t 車まで	路面切削機	2.0m							スタビライザ	深 0.6m 幅 2.0m							スタビライザ	深 1.2m 幅 2.0m							自走式破碎機	クラッシュヤー 寸法 開 450mm 幅 925mm	62,500	76,000	98,000	120,500	142,500	8,900	油圧式杭圧入引抜機	鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用							バックホウ (超ロングアーム型)	山積 0.4 m ³ /平積 0.3 m ³							各種	-						
	貨物自動車規格	機械名	規格	20km まで (円)	50km まで (円)	100km まで (円)	150km まで (円)	200km まで (円)	200km を超え 20km までを増すごとに (円)																																																																																																																													
20t 車以上 30t 車まで	路面切削機	2.0m																																																																																																																																				
	スタビライザ	深 0.6m 幅 2.0m																																																																																																																																				
	スタビライザ	深 1.2m 幅 2.0m																																																																																																																																				
	自走式破碎機	クラッシュヤー 寸法 開 450mm 幅 925mm	71,000	87,000	112,000	137,000	163,000	10,200																																																																																																																														
	油圧式杭圧入引抜機	鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用																																																																																																																																				
	バックホウ (超ロングアーム型)	山積 0.4 m ³ /平積 0.3 m ³																																																																																																																																				
	各種	-																																																																																																																																				
貨物自動車規格	機械名	規格	20km まで (円)	50km まで (円)	100km まで (円)	150km まで (円)	200km まで (円)	200km を超え 20km までを増すごとに (円)																																																																																																																														
20t 車以上 30t 車まで	路面切削機	2.0m																																																																																																																																				
	スタビライザ	深 0.6m 幅 2.0m																																																																																																																																				
	スタビライザ	深 1.2m 幅 2.0m																																																																																																																																				
	自走式破碎機	クラッシュヤー 寸法 開 450mm 幅 925mm	62,500	76,000	98,000	120,500	142,500	8,900																																																																																																																														
	油圧式杭圧入引抜機	鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用																																																																																																																																				
	バックホウ (超ロングアーム型)	山積 0.4 m ³ /平積 0.3 m ³																																																																																																																																				
	各種	-																																																																																																																																				
	(b)・(c) (略)	(b)・(c) (略)																																																																																																																																				

第6 請負工事費の積算基準

1 請負工事費の積算 (2) 間接工事費 イ 現場管理費 (ウ) 現場管理費率の補正

	改正後	現行
誤	(ウ) (略)	(ウ) (略)

	改正後	現行
正	<p>(ウ) 現場管理費率の補正</p> <p>a 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正</p> <p>施工時期、工事期間を考慮して、表6-18 工種別現場管理費率を2.0%の範囲内で加算することができるものとする。</p> <p>ただし、次の「積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合」と「緊急工事の場合」を合わせて適用する場合の補正值の上限は、2.0%とする。</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>b~f (略)</p>	<p>(ウ) 現場管理費率の補正</p> <p>a 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正</p> <p>施工時期、工事期間を考慮して、表6-18 工種別現場管理費率を2.0%の範囲内で加算することができるものとする。</p> <p>ただし、次の「積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合」と「緊急工事の場合」を合わせて適用する場合の補正值の上限は、2.0%とする。</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>b~f (略)</p>

改 正 後						現 行					
森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて						森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて					
1 (略)						1 (略)					
2 共通仮設費の算定について						2 (新設)					
設計積算要領の「第6 請負工事の積算基準」の「表6-5 工種区分別共通仮設費率」の(注)3に基づく共通仮設費率については、表2のとおりとする。											
表2 (注)3に示した対象額の範囲の共通仮設費率											
治山・地すべり防止工事			道路工事								
対象額(円)の範囲		共通仮設費率(%)	対象額(円)		共通仮設費率(%)	対象額(円)		共通仮設費率(%)			
下限値	上限値		下限値	上限値		下限値	上限値				
56,001,000	56,021,000	9.43	56,001,000	56,024,000	11.60	59,624,000	59,678,000	10.89			
56,022,000	56,080,000	9.42	56,025,000	56,072,000	11.59	59,679,000	59,733,000	10.88			
56,081,000	56,140,000	9.41	56,073,000	56,120,000	11.58	59,734,000	59,788,000	10.87			
56,141,000	56,200,000	9.40	56,121,000	56,169,000	11.57	59,789,000	59,843,000	10.86			
56,201,000	56,259,000	9.39	56,170,000	56,218,000	11.56	59,844,000	59,898,000	10.85			
56,260,000	56,320,000	9.38	56,219,000	56,266,000	11.55	59,899,000	59,953,000	10.84			
56,321,000	56,380,000	9.37	56,267,000	56,315,000	11.54	59,954,000	60,009,000	10.83			
56,381,000	56,440,000	9.36	56,316,000	56,364,000	11.53	60,010,000	60,064,000	10.82			
56,441,000	56,500,000	9.35	56,365,000	56,413,000	11.52	60,065,000	60,120,000	10.81			
56,501,000	56,561,000	9.34	56,414,000	56,462,000	11.51	60,121,000	60,176,000	10.80			
56,562,000	56,621,000	9.33	56,463,000	56,511,000	11.50	60,177,000	60,231,000	10.79			
56,622,000	56,682,000	9.32	56,512,000	56,560,000	11.49	60,232,000	60,287,000	10.78			
56,683,000	56,743,000	9.31	56,561,000	56,610,000	11.48	60,288,000	60,343,000	10.77			
56,744,000	56,804,000	9.30	56,611,000	56,659,000	11.47	60,344,000	60,399,000	10.76			
56,805,000	56,865,000	9.29	56,660,000	56,708,000	11.46	60,400,000	60,456,000	10.75			
56,866,000	56,927,000	9.28	56,709,000	56,758,000	11.45	60,457,000	60,512,000	10.74			
56,928,000	56,988,000	9.27	56,759,000	56,808,000	11.44	60,513,000	60,568,000	10.73			
56,989,000	57,050,000	9.26	56,809,000	56,857,000	11.43	60,569,000	60,625,000	10.72			
57,051,000	57,111,000	9.25	56,858,000	56,907,000	11.42	60,626,000	60,681,000	10.71			
57,112,000	57,173,000	9.24	56,908,000	56,957,000	11.41	60,682,000	60,738,000	10.70			
57,174,000	57,235,000	9.23	56,958,000	57,007,000	11.40	60,739,000	60,795,000	10.69			
57,236,000	57,297,000	9.22	57,008,000	57,057,000	11.39	60,796,000	60,852,000	10.68			
57,298,000	57,360,000	9.21	57,058,000	57,107,000	11.38	60,853,000	60,909,000	10.67			
57,361,000	57,422,000	9.20	57,108,000	57,157,000	11.37	60,910,000	60,966,000	10.66			
57,423,000	57,485,000	9.19	57,158,000	57,208,000	11.36	60,967,000	61,023,000	10.65			
57,486,000	57,547,000	9.18	57,209,000	57,258,000	11.35	61,024,000	61,081,000	10.64			
57,548,000	57,610,000	9.17	57,259,000	57,309,000	11.34	61,082,000	61,138,000	10.63			
57,611,000	57,673,000	9.16	57,310,000	57,359,000	11.33	61,139,000	61,196,000	10.62			

<u>57,674,000</u>	<u>57,736,000</u>	<u>9.15</u>	<u>57,360,000</u>	<u>57,410,000</u>	<u>11.32</u>	<u>61,197,000</u>	<u>61,254,000</u>	<u>10.61</u>
<u>57,737,000</u>	<u>57,799,000</u>	<u>9.14</u>	<u>57,411,000</u>	<u>57,461,000</u>	<u>11.31</u>	<u>61,255,000</u>	<u>61,311,000</u>	<u>10.60</u>
<u>57,800,000</u>	<u>57,863,000</u>	<u>9.13</u>	<u>57,462,000</u>	<u>57,512,000</u>	<u>11.30</u>	<u>61,312,000</u>	<u>61,369,000</u>	<u>10.59</u>
<u>57,864,000</u>	<u>57,926,000</u>	<u>9.12</u>	<u>57,513,000</u>	<u>57,563,000</u>	<u>11.29</u>	<u>61,370,000</u>	<u>61,427,000</u>	<u>10.58</u>
<u>57,927,000</u>	<u>57,990,000</u>	<u>9.11</u>	<u>57,564,000</u>	<u>57,614,000</u>	<u>11.28</u>	<u>61,428,000</u>	<u>61,486,000</u>	<u>10.57</u>
<u>57,991,000</u>	<u>58,053,000</u>	<u>9.10</u>	<u>57,615,000</u>	<u>57,665,000</u>	<u>11.27</u>	<u>61,487,000</u>	<u>61,544,000</u>	<u>10.56</u>
<u>58,054,000</u>	<u>58,117,000</u>	<u>9.09</u>	<u>57,666,000</u>	<u>57,716,000</u>	<u>11.26</u>	<u>61,545,000</u>	<u>61,602,000</u>	<u>10.55</u>
<u>58,118,000</u>	<u>58,181,000</u>	<u>9.08</u>	<u>57,717,000</u>	<u>57,767,000</u>	<u>11.25</u>	<u>61,603,000</u>	<u>61,661,000</u>	<u>10.54</u>
<u>58,182,000</u>	<u>58,246,000</u>	<u>9.07</u>	<u>57,768,000</u>	<u>57,819,000</u>	<u>11.24</u>	<u>61,662,000</u>	<u>61,719,000</u>	<u>10.53</u>
<u>58,247,000</u>	<u>58,310,000</u>	<u>9.06</u>	<u>57,820,000</u>	<u>57,870,000</u>	<u>11.23</u>	<u>61,720,000</u>	<u>61,778,000</u>	<u>10.52</u>
<u>58,311,000</u>	<u>58,374,000</u>	<u>9.05</u>	<u>57,871,000</u>	<u>57,922,000</u>	<u>11.22</u>	<u>61,779,000</u>	<u>61,837,000</u>	<u>10.51</u>
<u>58,375,000</u>	<u>58,439,000</u>	<u>9.04</u>	<u>57,923,000</u>	<u>57,974,000</u>	<u>11.21</u>	<u>61,838,000</u>	<u>61,896,000</u>	<u>10.50</u>
<u>58,440,000</u>	<u>58,504,000</u>	<u>9.03</u>	<u>57,975,000</u>	<u>58,025,000</u>	<u>11.20</u>	<u>61,897,000</u>	<u>61,955,000</u>	<u>10.49</u>
<u>58,505,000</u>	<u>58,569,000</u>	<u>9.02</u>	<u>58,026,000</u>	<u>58,077,000</u>	<u>11.19</u>	<u>61,956,000</u>	<u>62,014,000</u>	<u>10.48</u>
<u>58,570,000</u>	<u>58,634,000</u>	<u>9.01</u>	<u>58,078,000</u>	<u>58,129,000</u>	<u>11.18</u>	<u>62,015,000</u>	<u>62,073,000</u>	<u>10.47</u>
<u>58,635,000</u>	<u>58,699,000</u>	<u>9.00</u>	<u>58,130,000</u>	<u>58,181,000</u>	<u>11.17</u>	<u>62,074,000</u>	<u>62,132,000</u>	<u>10.46</u>
<u>58,700,000</u>	<u>58,764,000</u>	<u>8.99</u>	<u>58,182,000</u>	<u>58,233,000</u>	<u>11.16</u>	<u>62,133,000</u>	<u>62,192,000</u>	<u>10.45</u>
<u>58,765,000</u>	<u>58,830,000</u>	<u>8.98</u>	<u>58,234,000</u>	<u>58,286,000</u>	<u>11.15</u>	<u>62,193,000</u>	<u>62,252,000</u>	<u>10.44</u>
<u>58,831,000</u>	<u>58,895,000</u>	<u>8.97</u>	<u>58,287,000</u>	<u>58,338,000</u>	<u>11.14</u>	<u>62,253,000</u>	<u>62,311,000</u>	<u>10.43</u>
<u>58,896,000</u>	<u>58,961,000</u>	<u>8.96</u>	<u>58,339,000</u>	<u>58,391,000</u>	<u>11.13</u>	<u>62,312,000</u>	<u>62,371,000</u>	<u>10.42</u>
<u>58,962,000</u>	<u>59,027,000</u>	<u>8.95</u>	<u>58,392,000</u>	<u>58,443,000</u>	<u>11.12</u>	<u>62,372,000</u>	<u>62,431,000</u>	<u>10.41</u>
<u>59,028,000</u>	<u>59,093,000</u>	<u>8.94</u>	<u>58,444,000</u>	<u>58,496,000</u>	<u>11.11</u>	<u>62,432,000</u>	<u>62,491,000</u>	<u>10.40</u>
<u>59,094,000</u>	<u>59,159,000</u>	<u>8.93</u>	<u>58,497,000</u>	<u>58,548,000</u>	<u>11.10</u>	<u>62,492,000</u>	<u>62,551,000</u>	<u>10.39</u>
<u>59,160,000</u>	<u>59,226,000</u>	<u>8.92</u>	<u>58,549,000</u>	<u>58,601,000</u>	<u>11.09</u>	<u>62,552,000</u>	<u>62,612,000</u>	<u>10.38</u>
<u>59,227,000</u>	<u>59,292,000</u>	<u>8.91</u>	<u>58,602,000</u>	<u>58,654,000</u>	<u>11.08</u>	<u>62,613,000</u>	<u>62,672,000</u>	<u>10.37</u>
<u>59,293,000</u>	<u>59,359,000</u>	<u>8.90</u>	<u>58,655,000</u>	<u>58,707,000</u>	<u>11.07</u>	<u>62,673,000</u>	<u>62,732,000</u>	<u>10.36</u>
<u>59,360,000</u>	<u>59,425,000</u>	<u>8.89</u>	<u>58,708,000</u>	<u>58,760,000</u>	<u>11.06</u>	<u>62,733,000</u>	<u>62,793,000</u>	<u>10.35</u>
<u>59,426,000</u>	<u>59,492,000</u>	<u>8.88</u>	<u>58,761,000</u>	<u>58,813,000</u>	<u>11.05</u>	<u>62,794,000</u>	<u>62,854,000</u>	<u>10.34</u>
<u>59,493,000</u>	<u>59,560,000</u>	<u>8.87</u>	<u>58,814,000</u>	<u>58,867,000</u>	<u>11.04</u>	<u>62,855,000</u>	<u>62,915,000</u>	<u>10.33</u>
<u>59,561,000</u>	<u>59,627,000</u>	<u>8.86</u>	<u>58,868,000</u>	<u>58,920,000</u>	<u>11.03</u>	<u>62,916,000</u>	<u>62,976,000</u>	<u>10.32</u>
<u>59,628,000</u>	<u>59,694,000</u>	<u>8.85</u>	<u>58,921,000</u>	<u>58,974,000</u>	<u>11.02</u>	<u>62,977,000</u>	<u>63,037,000</u>	<u>10.31</u>
<u>59,695,000</u>	<u>59,762,000</u>	<u>8.84</u>	<u>58,975,000</u>	<u>59,027,000</u>	<u>11.01</u>	<u>63,038,000</u>	<u>63,098,000</u>	<u>10.30</u>
<u>59,763,000</u>	<u>59,830,000</u>	<u>8.83</u>	<u>59,028,000</u>	<u>59,081,000</u>	<u>11.00</u>	<u>63,099,000</u>	<u>63,159,000</u>	<u>10.29</u>
<u>59,831,000</u>	<u>59,897,000</u>	<u>8.82</u>	<u>59,082,000</u>	<u>59,135,000</u>	<u>10.99</u>	<u>63,160,000</u>	<u>63,221,000</u>	<u>10.28</u>
<u>59,898,000</u>	<u>59,965,000</u>	<u>8.81</u>	<u>59,136,000</u>	<u>59,189,000</u>	<u>10.98</u>	<u>63,222,000</u>	<u>63,283,000</u>	<u>10.27</u>
<u>59,966,000</u>	<u>60,034,000</u>	<u>8.80</u>	<u>59,190,000</u>	<u>59,243,000</u>	<u>10.97</u>	<u>63,284,000</u>	<u>63,344,000</u>	<u>10.26</u>
<u>60,035,000</u>	<u>60,102,000</u>	<u>8.79</u>	<u>59,244,000</u>	<u>59,297,000</u>	<u>10.96</u>	<u>63,345,000</u>	<u>63,406,000</u>	<u>10.25</u>
<u>60,103,000</u>	<u>60,170,000</u>	<u>8.78</u>	<u>59,298,000</u>	<u>59,351,000</u>	<u>10.95</u>	<u>63,407,000</u>	<u>63,468,000</u>	<u>10.24</u>
<u>60,171,000</u>	<u>60,205,000</u>	<u>8.77</u>	<u>59,352,000</u>	<u>59,405,000</u>	<u>10.94</u>	<u>63,469,000</u>	<u>63,530,000</u>	<u>10.23</u>
			<u>59,406,000</u>	<u>59,459,000</u>	<u>10.93</u>	<u>63,531,000</u>	<u>63,592,000</u>	<u>10.22</u>

59,460,000	59,514,000	10.92	63,593,000	63,655,000	10.21
59,515,000	59,569,000	10.91	63,656,000	63,717,000	10.20
59,570,000	59,623,000	10.90	63,718,000	63,748,000	10.19

3 施工地域が点在する工事の間接工事費の積算

- (1) 対象工事
(略) 図3-1 (略)
- (2) 工事箇所の設定方法及び積算方法
(略) 図3-2 (略)
- (略)
- (3) (略)

4 随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について

- (略)
- (1)・(2) (略)
- (3) 前記(1)に該当する工事のうち異種の工事の取扱いは次のとおりとする。
ア 異種の工事とは下表のA～Iに区分される工事種別の異なる工事をいう。
表4-1 工事種別
イ・ウ (略)
- (4) (略)

5 森林整備保全事業における現場環境改善費の積算について

- (1)・(2) (略)
- (3) 積算方法
ア 現場環境改善費の積算は、次の方法により行うものとする。ただし、標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とし、特別な現場環境改善を行う場合は積上げ計上とする。
(ア) (略)
表5-1 (略)
(イ)～(オ) (略)
イ 設計変更について
(略)
表5-2 (略)

6 山間僻地について

- (略)
- (1) (略)
- (2) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条及び第3条の過疎地域又は山村振興法第7条の規定に基づき振興山村に指定された地域に含まれる地区(工事の施工場所から市町村役場(支所等を含む。)の所在地又は市町村の中心地までの陸路が10km未満である地区を除く。)

7 歩掛の補正

- (略)
- (1) 通勤補正について
標準歩掛の留意事項の7に定める通勤補正の方法は、次のとおりとする。
ア・イ (略)

2 施工地域が点在する工事の間接工事費の積算

- (1) 対象工事
(略) 図2-1 (略)
- (2) 工事箇所の設定方法及び積算方法
(略) 図2-2 (略)
- (略)
- (3) (略)

3 随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について

- (略)
- (1)・(2) (略)
- (3) 前記(1)に該当する工事のうち異種の工事の取扱いは次のとおりとする。
ア 異種の工事とは下表のA～Iに区分される工事種別の異なる工事をいう。
表3-1 工事種別
イ・ウ (略)
- (4) (略)

4 森林整備保全事業における現場環境改善費の積算について

- (1)・(2) (略)
- (3) 積算方法
ア 現場環境改善費の積算は、次の方法により行うものとする。ただし、標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とし、特別な現場環境改善を行う場合は積上げ計上とする。
(ア) (略)
表4-1 (略)
(イ)～(オ) (略)
イ 設計変更について
(略)
表4-2 (略)

5 山間僻地について

- (略)
- (1) (略)
- (2) 過疎地域自立促進特別措置法第2条の過疎地域又は山村振興法第7条の規定に基づき振興山村に指定された地域に含まれる地区(工事の施工場所から市町村役場(支所等を含む。)の所在地又は市町村の中心地までの陸路が10km未満である地区を除く。)

6 歩掛の補正

- (略)
- (1) 通勤補正について
標準歩掛の留意事項の7に定める通勤補正の方法は、次のとおりとする。
ア・イ (略)

ウ 通勤補正

通勤補正は、労務単価に次の補正係数を乗じて行うものとする。

$$K = 1 + T / 480$$

K：補正係数（%、小数第3位四捨五入）

T：90分を超える通勤時間（分）

なお、市場単価及び土木工事標準単価に本補正は適用しない。

(2) ~ (5) (略)

9 (略)

ウ 通勤補正

通勤補正は、労務歩掛に次の補正係数を乗じて行うものとする。

$$K = 1 + T / 480$$

K：補正係数（%、小数第3位四捨五入）

T：90分を超える通勤時間（分）

なお、施工パッケージ型積算方式における通勤補正は、補正係数 K を労務単価に乗じて行うものとする。

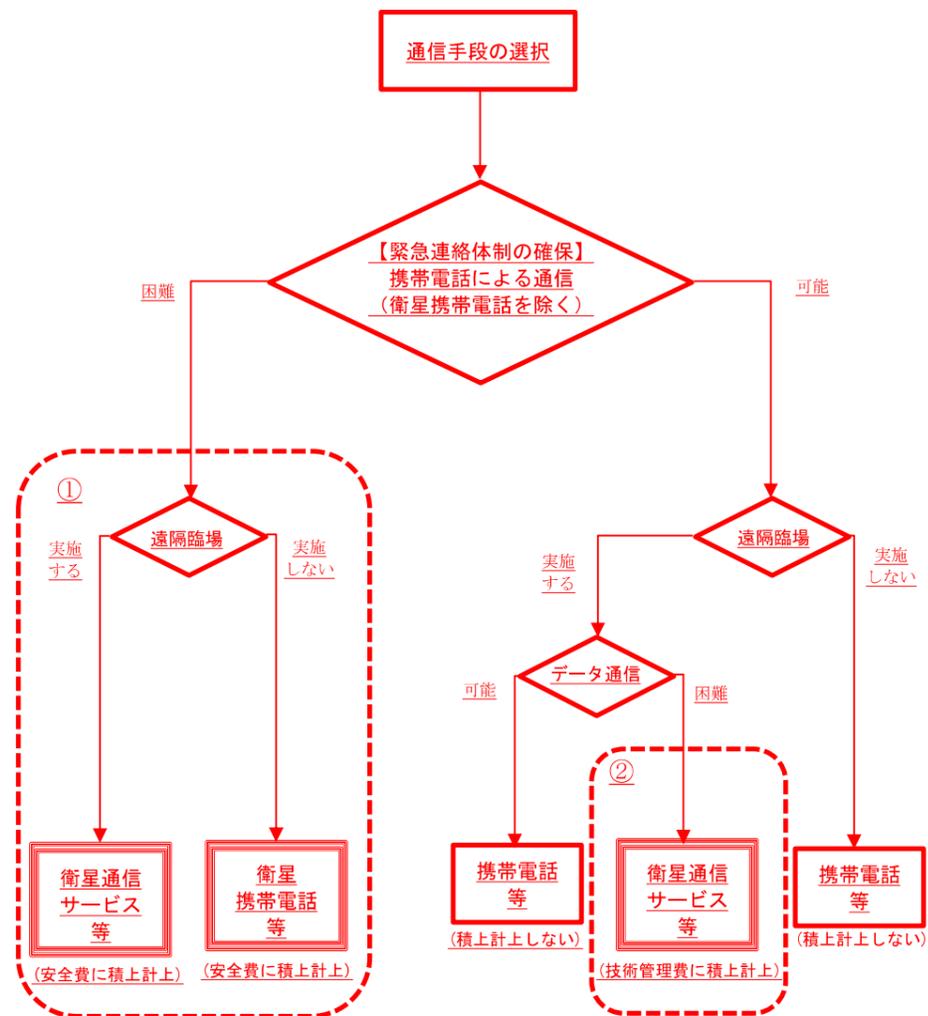
また、市場単価及び土木工事標準単価に本補正は適用しない。

(2) ~ (5) (略)

8 (略)

11 通信環境の整備について

情報通信網が脆弱な山間奥地における、衛星通信機器及び衛星携帯電話等を活用した通信環境の整備に係る設計積算については、以下のフローのとおりとする



(新設)

(1) 適用範囲

ア ①の枠に該当する場合

近年開発されている衛星通信機器及び衛星携帯電話等（以下、通信機器等という。）は、山間奥地の通話圏外における緊急時の安全対策として効果が高く、通信機器等の活用にあたり機材設置の手間が少ないことから、フローの①の枠に該当する場合は、緊急連絡体制の確保に必要となる通信手段として経費を計上する。

経費は原則リース代金とし、費用の支払証明書類等を徴収することにより、全て共通仮設費の安全費に積み上げ計上する。

リース不可の場合は通信機器等の購入代金を確認し、(2)の積算例を参考に受発注者間で協議し、月々の料金等は支払証明書類等を徴収することにより経費として積み上げ計上する。

なお、現場管理費率及び一般管理費等率の対象とする。

イ ②の枠に該当する場合

近年開発されている通信機器等は、遠隔臨場を実施する場合にも効果が高く、通信機器等の活用にあたり機材設置の手間が少ないことから、フローの②の枠に該当する場合は経費の計上を可能とする。

経費は原則リース代金とし、費用の支払証明書類等を徴収することにより、全て共通仮設費の技術管理費に積み上げ計上する。

リース不可の場合は通信機器等の購入代金を確認し、(2)の積算例を参考に受発注者間で協議し、月々の料金等は支払証明書類等を徴収することにより経費として積み上げ計上する。

なお、現場管理費率及び一般管理費等率の対象外とする。

(2) 積算方法（積算例）

<u>(1)</u>	<u>(2)</u>	<u>(5)</u>	<u>(6)</u>	<u>(7)</u>		<u>(15)</u>
<u>基礎価格</u>	<u>標準使用年数</u>	<u>年間標準供用日数</u>	<u>維持修理費率</u>	<u>年間管理費率</u>	<u>残存率</u>	<u>換算供用1日当たり損料</u>
<u>73千円</u>	<u>5.5年</u>	<u>160日</u>	<u>25%</u>	<u>8%</u>	<u>7%</u>	<u>134円</u>

※ 建設機械損料算定表：分類コード1799：017〔携帯用〕を適用

基礎価格には衛星コンステレーションを利用した通信機器を例として計上

(14) 換算供用1日当たり損料率×基礎価格で算出可能

134円×現場供用日数＝通信機器等の費用として積み上げ計上

(3) その他

工事現場等における遠隔臨場の試行について（R3.3.8 付け2 林整計第605号計画課長通知）の「5.機器等に係る費用の積算(2)表 1-1」の代表的な機器については、現場管理費率及び一般管理費等率の対象外とする。

12 建設機械の自走による運搬について

建設機械器具の運搬については森林整備保全事業設計積算要領 第6 請負工事費の積算基準 1 請負工事費の積算 (2) 間接工事費 ア共通仮設費 (ウ) 運搬費で定められているところであるが、質量20t未満のクローラ式の建設機械が林道等を自走により搬入・搬出する場合は、次のとおりとする。

(1) 適用範囲

質量20t未満のクローラ式の建設機械を対象とし、ホイール式は対象としないものとする。

(2) 積算方法

自走による走行距離に応じた走行時間を、機械運転経費として、共通仮設費の運搬費に積み上げ計上するものとする。

ア 対象機種 バックホウ（クローラ型）山積0.45 m³及びバックホウ（クローラ型）山積0.80 m³

(新設)

イ 走行時間 (t)

$$t = \frac{2 \times L}{V \times 60} \text{ (h)}$$

L : 自走する距離 (m) (片道距離とし、往路と復路が異なる場合は平均値とする。)

V : 走行速度 (m/分) (対象機種の走行速度は、BH-0.45 及びBH-0.80 共に 50m/分 (3km/h) を標準とする。)

(3) 単価表

建設機械の自走による運搬 (質量 20t 未満・クローラ式) 1 時間当たり単価表

<u>名称</u>	<u>規格</u>	<u>単位</u>	<u>数量</u>	<u>摘要</u>
<u>運転手(特殊)</u>		<u>人</u>	<u>1/T</u>	
<u>燃料費</u>		<u>L</u>		
<u>機械損料</u>		<u>h</u>	<u>1</u>	<u>BH-0.45 又はBH-0.80</u>
<u>計</u>				

T : 対象機種の運転日当たり運転時間 (6.3 時間とする)

(4) その他

クローラ式建設機械の自走に伴い、林道等の路面を損傷させるおそれがある場合は、敷鉄板等による路面損傷防止対策の費用を別途計上すること。

別紙 1 ~ 別紙 3 (略)

附 則 この通知は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

別紙 1 ~ 別紙 3 (略)

改 正 後	現 行
<p>第 1 部 （略）</p> <p>第 2 部 地質調査業務</p> <p>第 1 章 地質調査積算基準</p> <p>1-1 （略）</p> <p>1-2 地質調査業務費</p> <p>1-2-1 （略）</p> <p>1-2-2 地質調査業務費構成費目の内容</p> <p>1 一般調査業務費 一般調査業務費は、<u>当該地質調査に必要な費用</u>である。 なお、費目毎の内容及び積算方法は、次のとおり。</p> <p>（1）純調査費</p> <p>① 直接調査費 直接調査費は、当該業務に必要な経費のうち次のアからエに掲げるものとし、それぞれ積上げにより計上するものとする。 ア～ウ （略） エ 直接経費 直接経費は、次に定めるものであり、積上げにより積算し計上するものとする。 (7) 電子成果品作成費 電子成果品作成に要する費用とし、第 2 章 <u>2-8-1</u> に定めた計算式により計上する。 (イ)～(オ) （略）</p> <p>② （略）</p> <p>③ 業務管理費 業務管理費は、純調査費のうち、直接調査費、間接調査費以外の経費であり、土質試験等の専門調査業に外注する場合に必要となる経費、業務実績の登録等に要する費用、<u>事務職員の人件費、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC 等の標準的な OA 機器費用（BIM/CIM に関するライセンス費用を含む。）、熱中症対策費用</u>を含む。なお、業務管理費は、経費について、一般管理費等と合わせて諸経費として計上する。 ただし、業務管理費は、諸経费率算定の対象額としない。</p> <p>（2） （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>1-3 （略）</p> <p>1-4 地質調査業務費の積算方法</p> <p>1 一般調査業務費 一般調査業務費＝直接調査費＋間接調査費＋諸経費 (1)・(2) （略）</p> <p>（3） 諸経費は、表 1-1 により対象額（直接調査費＋間接調査費）に応じて設定されている諸経费率を、当該対象額に乗じて得た額とする。</p>	<p>第 1 部 （略）</p> <p>第 2 部 地質調査業務</p> <p>第 1 章 地質調査積算基準</p> <p>1-1 （略）</p> <p>1-2 地質調査業務費</p> <p>1-2-1 （略）</p> <p>1-2-2 地質調査業務費構成費目の内容</p> <p>1 一般調査業務費 一般調査業務費は、<u>高度な技術的判定を含まない単純な地質調査</u>である。 なお、費目毎の内容及び積算方法は、次のとおり。</p> <p>（1）純調査費</p> <p>① 直接調査費 直接調査費は、当該業務に必要な経費のうち次のアからエに掲げるものとし、それぞれ積上げにより計上するものとする。 ア～ウ （略） エ 直接経費 直接経費は、次に定めるものであり、積上げにより積算し計上するものとする。 (7) 電子成果品作成費 電子成果品作成に要する費用とし、第 2 章 <u>第 9</u> に定めた計算式により計上する。 (イ)～(オ) （略）</p> <p>② （略）</p> <p>③ 業務管理費 業務管理費は、純調査費のうち、直接調査費、間接調査費以外の経費であり、土質試験等の専門調査業に外注する場合に必要となる経費、業務実績の登録等に要する費用を含む。なお、業務管理費は、経費について、一般管理費等と合わせて諸経費として計上する。 ただし、業務管理費は、諸経费率算定の対象額としない。</p> <p>（2） （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>1-3 （略）</p> <p>1-4 地質調査業務費の積算方法</p> <p>1 一般調査業務費 一般調査業務費＝直接調査費＋間接調査費＋諸経費 (1)・(2) （略）</p> <p>（3） 諸経費は、表 1-1 により対象額（直接調査費＋間接調査費）に応じて設定されている諸経费率を、当該対象額に乗じて得た額とする。</p>

表1-1 諸経费率標準値

対 象 額	100万円以下	100万円を超え 3000万円以下		3000万円を超えるもの
適用区分等	下記の率とする	(注)1. の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
		A	b	
率又は 変数値	82.5%	290.2	-0.091	60.6%

(注) (略)

2 (略)

1-5 (略)

表1-1 諸経费率標準値

対 象 額	100万円以下	100万円を超え 3000万円以下		3000万円を超えるもの
適用区分等	下記の率とする	(注)1. の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
		A	b	
率又は 変数値	59.9%	285.3	-0.113	40.8%

(注) (略)

2 (略)

1-5 (略)

第3部 測量業務

第1章 測量業務積算基準

1-1 (略)

1-2 測量業務費

1-2-1 (略)

1-2-2 測量業務費構成費目の内訳

1 測量作業費

測量作業費は、測量作業に要する費用で、直接測量費、間接測量費及び一般管理費等で構成する。

(1) (略)

(2) 間接測量費

間接測量費は、動力用水光熱費、その他の費用で、直接測量費で積算された以外の費用及び登記記録調査（登記手数料は含まない。）、図面トレース等の専門業に外注する場合に必要な間接的な経費、業務実績の登録等に要する費用、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む。）、熱中症対策費用である。

なお、間接測量費は、一般管理費等を合わせて、諸経費として計上する。

(3) (略)

1-3・1-4 (略)

第3部 測量業務

第1章 測量業務積算基準

1-1 (略)

1-2 測量業務費

1-2-1 (略)

1-2-2 測量業務費構成費目の内訳

1 測量作業費

測量作業費は、測量作業に要する費用で、直接測量費、間接測量費及び一般管理費等で構成する。

(1) (略)

(2) 間接測量費

間接測量費は、動力用水光熱費、その他の費用で、直接測量費で積算された以外の費用及び登記記録調査（登記手数料は含まない。）、図面トレース等の専門業に外注する場合に必要な間接的な経費、業務実績の登録等に要する費用である。

なお、間接測量費は、一般管理費等を合わせて、諸経費として計上する。

(3) (略)

1-3・1-4 (略)

第4部 設計業務

第1章 設計業務積算基準

1-1 (略)

1-2 業務委託料

1-2-1 (略)

1-2-2 業務委託料構成費目の内容

1 (略)

2 間接原価

当該業務担当部署の事務職員の人件費及び福利厚生費、水道光熱費等の経費、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用(登録料及び利用料)、PC等の標準的なOA機器費用(BIM/CIMに関するライセンス費用を含む。)とする。

※その他原価は、直接経費(積上計上するものを除く。)及び間接原価からなる。

3 (略)

1-3~1-5 (略)

第4部 設計業務

第1章 設計業務積算基準

1-1 (略)

1-2 業務委託料

1-2-1 (略)

1-2-2 業務委託料構成費目の内容

1 (略)

2 間接原価

当該業務担当部署の事務職員の人件費及び福利厚生費、水道光熱費等の経費とする。

※その他原価は、直接経費(積上計上するものを除く。)及び間接原価からなる。

3 (略)

1-3~1-5 (略)